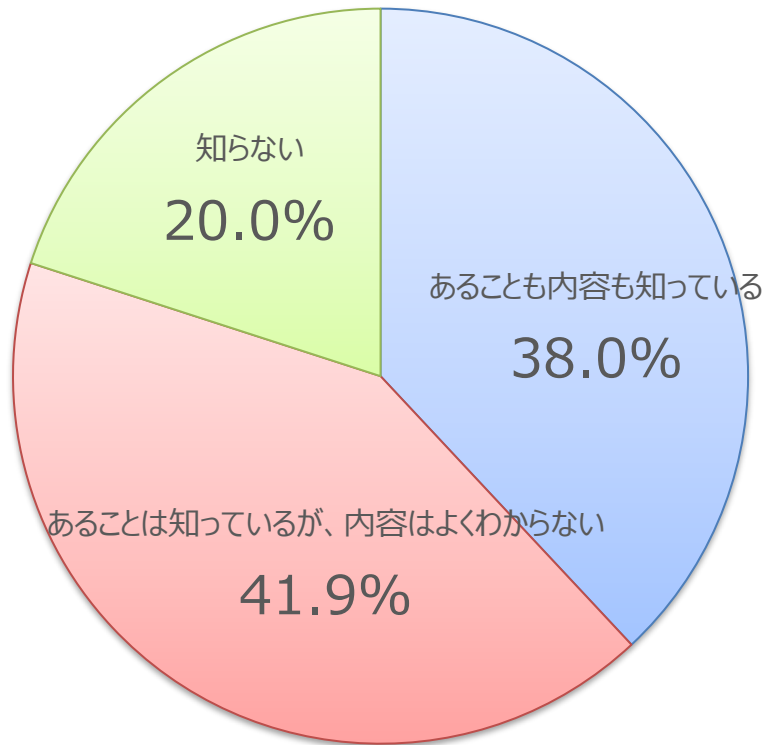


意思決定支援について

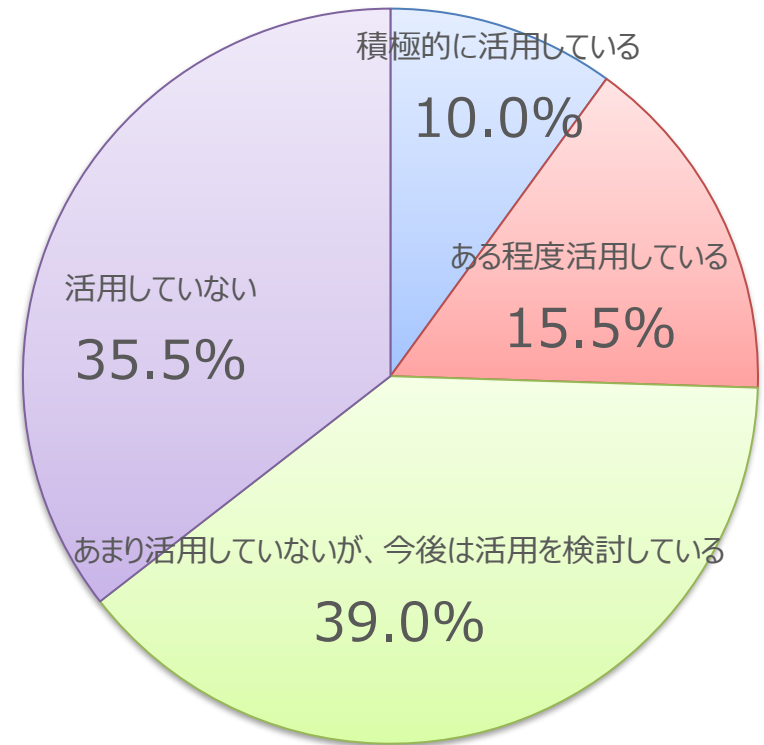
社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
明石市基幹相談支援センター 後藤 謹武

意思決定支援ガイドラインの運用状況

①周知状況 (n=1,857)



②活用状況 (n=1,857)



意思決定支援と乖離する実態

- あなたが決めたことですよ！
- あなたのために提案してるんですよ！
- そんなことを言っていると事業所が見つかりませんよ！
- 他の人も同じように我慢してるんですよ！
- ○○すると（しないと）、●●になりますよ！
- ○○してくれるなら、私たちも●●します！
- あなたが思うようにはいきませんよ！
- 前に言っていることと全然違いますよね！
- それは無理（難しい）と言いましたよね！
- 最初に立てた目標はどこに行ったんですか！
- 何度も同じことを繰り返してますよね！
- ご家族は○○と言っていますよ！

意思決定支援の課題

- 本人が発言できず，本人が理解または参加できない形で議論が進み，**支援者の価値判断に基づく最善の支援方針の受け入れを要請**している場面が散見される。
- そもそも支援を受ける側には，「支援してもらえなくなるかも」，「わがままは言えない」，「言ってもしょうがない」など，**おそれ，自己抑制，あきらめなどの心理的制約**があり，支援者と対等な関係になりにくい。
- 本人の意思決定は，支援者の考え方によって容易に操作・誘導される。そこに，支援者の都合が介在すれば，**“支援”ではなく“支配”**に変わる。
- 支援者が無意識に【代理代行決定】を選択する背景には，**無自覚の差別感情やパターンリズム**が潜在している可能性がある。
- 結果として，支援者の存在やかかわりが，**本人の自分で決める権利を侵害したり，自己決定できない状況を生み出し，維持している**のかもしれない。

意思決定支援の難しさ

「意思」そのものもつ難しさ

- 意思は変化していくもの。
- 言葉と心，行動は必ずしも一致しない。
- 他者が本人の意思を把握することは難しい。

「正解」がない難しさ

- 選んだ瞬間はベストだと思っていたものが，時間が経つと後悔に変わったり、その逆もある。
- 色々な評価があって，何が正解かわからない。誰から見たか，どの時点から見たかで正解が違ってくる。

さまざまな「場面」で行われる難しさ

- 生活，人生は意思決定の連続である。
- さまざまな対象、場面についてのガイドラインはあるが、実際の生活は、場面が綺麗に分かれていない。

いろいろな「人」が関わる難しさ

- 色々な視点・価値観をもつ人が関わるのが大切である。
- けれども，立場や職種によって意見が異なり，一致しない。
- みんなの事情を優先することも起こりやすい。

定義・理念・原則・概念

意思決定支援の定義

障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。



意思決定支援とは、（中略）日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定（＝支援付き意思決定）し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討（＝代理代行決定）**するために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

【支援付き意思決定】と【代理代行決定】

意思決定支援

① 表出された意思, 心からの希望

支援付き意思決定 = 本人が意思決定の主体

② 意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定 = 第三者が意思決定の主体

③ 客観的な最善の利益

意思決定支援の基本理念・原則

	表出された意思, 心からの希望	意思と選好に基づく 最善の解釈	客観的な最善の利益
概念	支援者の傾聴によって 本人から意図的に表出された内なる意思・希望・感情	本人から意図的に表出された意思と、意図的ではないが本人の選好を明示する諸情報に基づき 他者が解釈する本人の意思決定	特に客観的な本人の利益を重視して 他者が判断する最善の利益
観点	その人が何を言っているか、何を本当に願っているか、何がその人の生きる力になっているか	その人のメッセージや発せられる情報が何であると解釈できるか	その人のために何が利益か、大局的・一般的に考えたら何がその人にとって良いか

意思決定支援の射程

日常生活における意思決定

- 解決の要請程度が差し迫っていない, 日常生活における基本的な生活習慣や活動・参加にかかわる行為あるいは余暇活動や障害福祉サービスの利用など事実行為についての選択と決定

非日常的な意思決定

- 解決の要請程度が高い, 非日常的な切迫性や緊急性がある重要な法律行為や重大な医療行為, または人生初の課題など選択肢がそれほど多くない中での選択と決定

支援付き意思決定

【支援付き意思決定】の過程

意思形成支援

本人が適切で十分な情報、認識、環境の下で意思を形成することへの支援

意思表示支援

本人の内面に形成された意思を適切に表出・表明することへの支援

意思実現支援

本人の意思を本人の能力を最大限活用したうえで、日常生活・社会生活に反映することへの支援

各過程の☑ポイント

意思形成支援

- ☑支援者の価値判断が先行していないか？
- ☑本人が意思を形成するのに必要な情報が説明されているか？
- ☑本人が理解できるよう、わかりやすい言葉や文字にして、ゆっくりと説明されているか？
- ☑本人の理解と支援者の理解に相違はないか？
- ☑本人が自発的に意思を形成するのに障害となる環境等はないか？

意思表示支援

- ☑決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？
- ☑本人の表明した意思は、これまでの生活歴や価値観等からみて整合性があるか？
- ☑意思を表明しにくい要因や他者からの不当な影響はないか？

意思実現支援

- ☑本人の能力を最大限活用できているか？
- ☑意思決定支援チームが協働できているか？
- ☑活用可能な社会資源を適切に活用できているか？

意思形成に資する情報の量と質

- 意思形成の支援において、処理しきれないほどの情報を提示することは本末転倒である。理論上成立し得る選択肢を全て提示することが、必ずしも本人の利益に繋がるわけではない。人間は選択肢が多すぎると一つのものを選ぶのが難しくなり、選択すること自体をやめることもある。（決定回避の法則）
- そのため、本人の基本的な人権を守り、その生活の質の向上を目的とする、より良い意思形成を手助けするため、支援者側による選択肢の事前の絞り込みが前提となる。
- しかし、この絞り込みの過程には、**意図的か否かにかかわらず、常に何らかの形で支援者による意思誘導要素が潜在している**ことを自覚しなければならない。
- したがって、情報や選択肢を提示する時は、誘導の恣意性の有無と誘導の方向性の是非を厳しく精査する必要がある。

【代理代行決定】へ進む前に取り組むべきこと

- ☑ 本人にとって意思が表出しやすい、または意思決定がしやすくなる日時・場所を設定すること
- ☑ 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、面談・会議等における参加者の構成を工夫すること
- ☑ 本人が意思決定をするために十分な時間、情報、選択肢を提供すること
- ☑ 本人にとってわかりやすい言葉遣いを工夫すること
- ☑ 本人が理解しやすい形で情報を提供し、かつ、意思疎通手段を工夫すること
- ☑ 体験の機会等を提供し、本人の意思形成支援や意思確認を試みること
- ☑ 本人、関係者からの情報収集を通じて、本人の価値観、意思および選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するように努めること

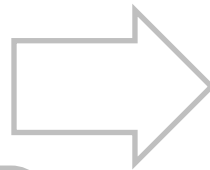
代理代行決定

意思と選好に基づく最善の解釈

- 本人のこれまでの生活環境や生活史，家族関係，人間関係，嗜好等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における意思表示の方法や表情，感情，行動から読み取れる意思について記録・蓄積する。
- 本人をよく知る関係者（支援チーム）が，関連情報を複合的視点で評価する。

関連情報の収集

- 生活環境
- 他者との関係性
- 意思表示方法
- 本人の表情・感情・行動



関連情報の評価（信頼性）

- 情報の確かさ
- 情報の新鮮さ
- 事実の詳しさ
- 複合的視点による吟味

声なき声にどう向き合うべきか？

両親の在宅生活を継続したいという切なる願いと医療的ケアを必要とする人を支える社会資源の脆弱さに翻弄されながら、サービス等利用計画の作成に取り組んだ。



声なき声にどう向き合うべきか？

本人の生命に危険が及ぶほどの自傷行為や他害行為が頻発するため、身体拘束以外の支援策をなかなか見出せずに膠着していた状況のなかで、個別支援計画の見直しに取り組んだ。



客観的な最善の利益

「最善の利益」は一般論として決められるものではないため定義が設けられておらず、①支援者が客観的にみた際の本人の利益を重視して決める考え方と、②本人の主観面の利益を重視して決める考え方に分かれています。各種ガイドラインが採用するのは、**本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮して判断する**という②の考え方であり、「意思と選好に基づく最善の解釈」とかなりの部分において近接している。

- ☑ 本人の立場からみたメリット、デメリットを検討する。
- ☑ 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。
- ☑ 本人にとっての自由の制限が可能な限り最小化できるような選択肢を検討する。

まとめにかえて

本人が表明した意思をどう受け止めるべきか？

01 痩せたいけど食べたいねん！！

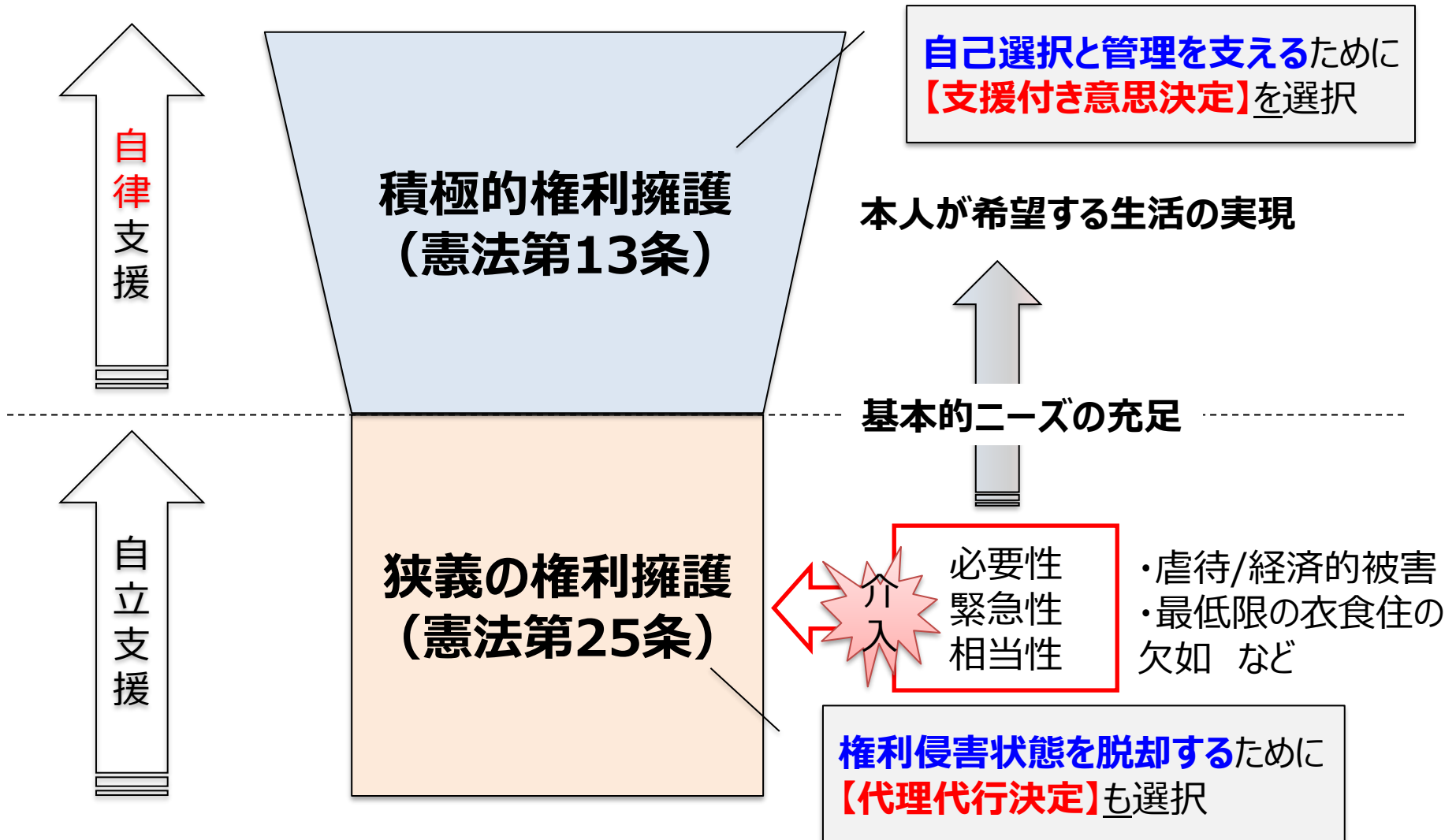
02 酒は俺の人生そのものや！！

03 風俗で働くのはダメですか？

04 怖いけど心配で離れられない・・・



ニーズを充足する支援を選択する



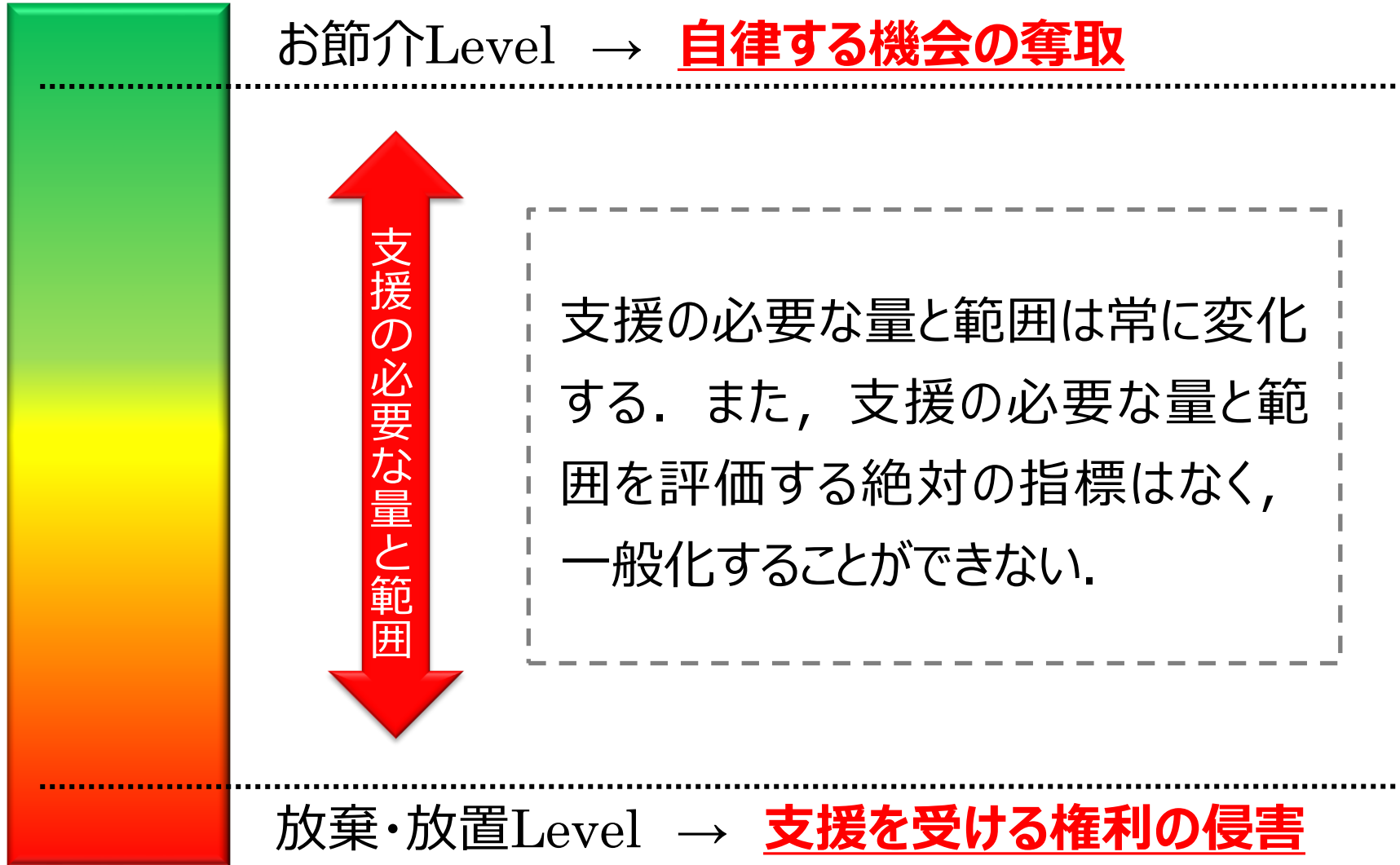
本人の意思確認を徹底する

なぜ周りの人が、僕が望んでもいないことをさせようとするのか、それが不思議でした。将来のために必要だからという場合は、理解できます。それとは別に、気持ちを勝手に想像して、僕がそうしたがつていると思いきまれてしまうのが問題なのです。

僕について話をしているにもかかわらず、まるで僕がその場にはいないかのような態度をされると傷つきます。自分は、その辺の石ころみたいな存在なのだろうか。ただ、周りの人の意見だけで動かされ、すべてが決められていく。自分の意思をみんなのように伝えられない僕は、なんて無力なのだろう。小さい頃、何度こんな風に思ったでしょう。

気持ちを伝えられないということは、心がないことではありません。周りの人がさせたがつていることが、本人のやりたがつていることだとは限らないのです。そのことを忘れないでください。

支援の必要な量と範囲を見立てる



支援の視座を転換する

- 「本来、意思決定支援は前向きで、夢や希望がある創造的な取り組みである。今まで無理だと決めつけていたことが、やってみて新しい発見がある。（中略）本人もエンパワメントされて生き生きとしてくる。すると支援者はおもしろさとやりがいを感じて、もっと試してみたいと思う。本人をより深く理解しようとすることの意義を身をもって知る」（西原，2021）
- 「『あきらめ』ではなく『可能性（ストレングス）』を探る、『どうせ無理』から『どうしたらできるのか』へという志向の転換は、意思決定支援の大原則である」（鈴木，2021）

参考文献等

- 日本社会福祉士会編（2019）『意思決定支援ハンドブック』民事法研究会.
- 名川勝・水島俊彦・菊本圭一編著（2019）『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』中央法規.
- 鈴木俊彦（2021）「津久井やまゆり園における意思決定支援」『実践 成年後見』92, 60-69.
- 西原留美子（2021）「津久井やまゆり園における意思決定支援」『実践 成年後見』92, 49-57.
- 中島由宇（2021）「知的障害者福祉における意思決定支援を捉える視座」『東洋大学紀要文化社会学部』6, 51-73
- 石渡和実（2022）「障害者虐待防止と意思決定支援－「質の高い支援」を実現するために」『東洋英和女学院大学人文・社会学論集』40, 1-20.